

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

約款 契約ルールで民法に明文化か？ 消費者視点でトラブル回避の声高く

「ジュニアNISA」の創設が浮上 NISAの年間上限投資額も引上げ

およそ120年ぶりとなる民法の契約ルールの改正にむけ法務省の専門部会が要綱の原案を大筋で了承した、というニュースがあった。原案によると、これまで規定がなかった不動産賃貸の「敷金」に関するルールを設けたほか、保険料の算出に使われる法定利率を5%から3%へ引き下げ変動に応じ見直すことなどが盛り込まれた。

ただ、電気やガスからネットビジネスまで、様々な取引で企業が消費者に示す約款を民法で規定するかは異論が出て継続審議となった。これまで約款については民法には規定がなかった。そもそも約款は保険契約などの時、細かい文字で大量に書いてあり理解しにくい…のが定番。

今回売り手の企業側は、契約を効率的に処理したい、と自らルール設定に乗り出したのが、民法約款問題だ。ネットショッピング等で日常的に約款が活用されてはいるが、トラブルも増えたのだ。後に約款を読み直して「企業は責任を負いません」と書かれていて驚き、キャンセルに関する不都合な条項があることに初めて気付くが、約款に同意しているために事前に合意があったとみなされる。同省の原案は「定型約款」の規定を新設し、消費者の利益を不当に害する内容は無効との条項を盛り込んだ。一方、経団連側は企業活動が制約されるとか約款の見直を余儀なくされるなど反対意見が根強い。今後、議論を重ね来年の通常国会への提出を目指すそうだ。

金融庁は、NISA(少額投資非課税制度)の拡充・利便性の向上を柱とした2015年度税制改正に向けての要望を公表した。

NISAについては、(1)「ジュニアNISA(仮称)」を創設し、0歳から19歳の未成年者の口座開設を可能とすること、(2)NISAの年間上限投資額を、毎月の定額投資額に適した金額に引き上げること、(3)NISA口座開設手続き等の簡素化など、利便性を向上させること、を掲げている。

ジュニアNISAの創設については、現状のNISA利用は中高年者の投資経験者によるものが大半を占め、20代、30代の若年層は約1割にとどまっており、若年層や投資未経験者への投資家のすその拡大に資するよう、制度の拡充の必要性を指摘。年間投資上限額を80万円とし、原則、親権者等が未成年者のために代理して運用を行い、18歳までは払出しを制限し、20歳になったら自動的に通常のNISAへ引き継げる仕組みを提示した。

NISAの年間上限投資額の引上げについては、野村アセットマネジメントの調査(今年2月)によると、毎月積立で活用したいという意向が約4割あり、若年層ほどその傾向が強いという結果が明らかになっている。

現行の非課税投資額は、毎年、新規投資額で100万円を上限としているが、これを毎月の定額投資額に適した金額(120万円:10万円×12ヵ月)に引き上げることがを要望している。

今週のキーワード

約款

契約文書の一形態で契約条項を定型化したもの。企業が不特定多数を相手に同一内容の取引をする場合に用いる。電気・ガスの利用、携帯電話加入など日常生活の中で幅広く普及している。一人ひとりと交渉して契約を結ぶ手間が省け、大量の契約を効率的に処理できるが、消費者がよく読まずに同意してしまう問題も。約款で定められた携帯電話の高額な中途解約料を不当とする訴訟も起きている。